

## 専門部に関する規定（\*3）

この規定は、広島県勤労者山岳連盟規約第14条第1項に基づき、専門部等の種類・名称・任務等について定める。

第1条 この連盟に次の専門部をおく。

- ①山行部 ②組織部 ③事務部

第2条 山行部の任務は次のとおりとする。

<山行活動関係>

- ①県内外の山行活動状況等の調査・分析  
②連盟内の主要な山行の把握と安全管理  
③海外山行に関する事  
④その他連盟内の山行活動の発展に関する事

<技術教育関係>

- ⑤登山(ハイキングを含む。以下同じ)の技術向上に関する事  
⑥登山の教育・研究・安全に関する事  
⑦県連登山学校の運営に関する事  
⑧その他登山技術の教育に関する事

<遭難対策関係>

- ⑨山岳遭難事故の調査・研究及び防止に関する事  
⑩救助・搬出技術の研究と普及に関する事  
⑪県連救助隊に関する事  
⑫その他遭難対策に関する事

第3条 組織部の任務は次のとおりとする。

- ①加盟団体相互の交流に関する事  
②広範な登山愛好者の組織化  
③連盟及び加盟団体の組織運営・強化に関する事  
④広報活動及び事業活動(夏山登山バスを含む)に関する事  
⑤青年・学生対策に関する事  
⑥女性の登山(「女性委員会」を含む)に関する事  
⑦登山条件の整備に関する事  
⑧山岳自然の保護に関する事  
⑨平和、民主主義などの課題に関する事

第4条 事務部の任務は次のとおりとする。

<事務関係>

- ①日常業務の執行と各種文書・書類等の保管  
②連盟及び加盟団体・役員・その他関係団体等の連絡  
③他の専門部に属さない事項

<機関紙関係>

- ④県連ニュースの定期発行  
⑤登山関連紙誌等の発行

<財政関係>

- ⑥予算の編成と決算書の作成  
⑦連盟財政の入金・出金の承認  
⑧調整基金の管理と運用

第5条 各専門部の構成は、規約第14条第2項による。

第6条 各専門部は、その活動内容を随時、理事会に文書で報告する。

第7条 この規定の改廃は、総会で過半数の賛成を必要とする。

付則 この規定は、1999年3月28日から実施する。 付則 この規定は、2015年3月29日から実施する。

付則 この規定は、2016年3月27日から実施する。